

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名

生年月日

年

月

日生まれ

☐ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第一種感染症 ☐ () [治癒]

第二種感染症 ☐ インフルエンザ(A型・B型) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、
解熱した後2日(ただし幼児は3日)を経過するまで]

☐ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) [発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、
かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

☐ 麻疹 [解熱後3日経過]

☐ 風疹 [発疹消失]

☐ 水痘 [すべての発疹の痂皮化]

☐ 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

☐ 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が
良好]

☐ 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

☐ 結核 [感染のおそれなし]

☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第三種感染症 ☐ 流行性角結膜炎

☐ 急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし] ☐ 腸管出血性大腸菌感染症(*) (* 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

☐ コレラ

☐ 細菌性赤痢

☐ 腸チフス

☐ パラチフス

第三種その他の感染症 [詳細は付録部分を参照]

☐ A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

☐ アデノウイルス感染症

☐ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなどによるもの)

☐ RSVウイルス・ヒトメタニューモウイルス・マイコプラズマなどの急性呼吸器感染症
(登校登園に差し支えと考えられるもの)

☐ その他 手足口病、ヘルパンギーナ、突発性発疹

☐ いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、
現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便

この24時間以内に複数回の嘔吐

原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽

唾液腺の腫大

いちじるしい眼脂・結膜充血

☐ その他の意見:

年

月

日

医療機関名:

診察医師名: